

年間保存

**令和6年度**

# **町内会活動マニュアル**

**たちばな台町内会**

## 目次

1	たちばな台町内会概要	P-2
2	年間活動計画	P-3
3	役員、委員名簿(非掲載)	P-4
4	班長名簿(非掲載)	P-5
5	予算書(非掲載)	P-6
6	班長の活動手引き	P-7~8
7	各種委員の役割について	P-9
8	無事です札配布について	P-10
9	「たちばな台町内会」入会の勧誘案内	P-11
10	会員異動報告書	P-12
11	たちばな台町内会鍵管理表(非掲載)	P-13
12	防犯パトロール参加のお願い	P-14
(別紙)	たちばな台町内会規約	
	たちばな台町内会連絡網	

## たちばな台町内会概要

- 1 会館所在地 たちばな台 1-2-14 (東急ストア裏)
- 2 会員数 約 1,240 世帯
- 3 会費 一世帯3,000円(250円/月、年払い) 5月に集金
- 4 役員・委員・班長 会長1名、副会長2名、会計1名  
監事 2名、顧問 2名、  
班長 31名  
委員 21名
- 選出方法 各班の持ち回り、該当する班から選出
- 5 年間行事 防災訓練 年2~3回  
町内一斉清掃  
夏祭り(たちばなどんたく) 8月24日(土)、25日(日)  
敬老会(75歳以上の方を食事にご招待もしくは、お祝い品贈呈)  
フードドライブ開催  
総代会 3月初旬  
防犯パトロール 毎月1、15日
- 6 クラブ活動 ゴルフ部、家庭菜園部、歩こう会、カラオケ部等
- 7 ホームページ <https://tachibanadai.com/>
- 8 中里北部連合町内会(青葉区には15連合町内会)

たちばな台町内会  
たちばな台西自治会  
鴨志田町内会  
鴨志田緑自治会  
グリーンヒル鴨志田東団地自治会  
グリーンヒル鴨志田西団地自治会  
横浜市営鴨志田住宅自治会  
寺家町内会  
計8自治会、町内会

---

## R6年度たちばな台町内会 年間活動計画

日程	活 動 内 容	備 考
令和6年		
4月 14日(日)	定例会(10:00~12:00)	4/13(土)役員会 4/28(日)連合総会9:30~ 4/28(日)連合定例会10:30~
5月 12日(日) 19日(日)	定例会(10:00~12:00) 町内一斉清掃(10:00~) 役員、各委員、班長、有志参加	5/11(土)役員会 クリーンウオーキング 5/26(日)連合定例会10:00~
6月 9日(日) 23日(日)	定例会(10:00~12:00) 防災訓練(10:00~11:30)町内会館 役員、防災防犯委・班長、有志参加	町内会費集金 6/8(土)役員会 消火器訓練・救急法 ※当初計画6/17から繰り延べ 「無事ですれ」の確認 6/23(日)連合定例会9:30~ 青葉かがやく生き生きプラン研修会10:30~
7月 14日(日) 20・21日(土・日)	定例会(10:00~12:00) 会館床クリーニング(終日) 役員立ち合い	7/13(土)役員会 7/28(日)連合定例会9:30~ コミュニティハウス運営委員会10:00~
8月 11日(日) 24・25日(土・日)	定例会(10:00~12:00) 第39回たちばなどんたく	8/10(土)役員会 たちばな台第4公園
9月 8日(日) 16日(月)	定例会(10:00~12:00) 敬老の日茶葉*フゴ訪問お渡し	9/7(土)役員会 9/22(日)連合運動会打合(第1回)9:30~ 連合定例会10:30~
10月 13日(日) 27日(日)	定例会(10:00~12:00) 鶴見川西岸清掃(9:00~)	10/6(日)連合会主催運動会9:00~@鴨志田緑 10/12(土)役員会 鴨志田橋際集合 10/27(日)連合定例会10:30(四季の家)
11月 10日(日)	定例会(10:00~12:00) フードドライブ(9:00~14:30予定)	11/9(土)役員会 11/24(日)連合定例会10:00~
12月 8(日) 29・30日(日・月) 31日(火)	定例会(10:00~12:00) 歳末防犯パトロール 歳末防犯パトロール(青パトロール)	12/7(土)役員会 午後 マラソン大会準備 12/8(日)ふるさとマラソン大会9:00~鴨中
令和7年 1月 26日(日)	定例会休会 中間役員会予定	1/26(日)連合定例会10:00~ 下期意見交歓会12:00~(せんざん)
2月 9日(日)	定例会(10:00~12:00)	2/8(土)役員会 2/23(日)連合定例会10:00~
3月 9日(日)	定例会・総代会(10:00~12:00)	3/8(土)役員会 3/23(日)連合役員会10:00~ 令和6年度連合町内会会計監査11:00~

## 班長の町内会活動手引き

### 1. 令和6年度町内会費徴収について

- ・ 一世帯 3,000 円(250 円/月 年間払)但し、会長が認めた場合、6ヶ月ごとにできる。
- ・ 領収書を各会員の皆さんに発行して下さい。
- ・ 添付の封筒に必要事項を記入のうえ、6月9日(日)の第3回定例会に提出して下さい。
- ・ 不明の点等は会計担当まで連絡して下さい。

### 2. 基礎データ(会員異動報告書)の作成依頼について

- ・ 基礎データは町内会の会員(世帯)数を確認する基礎資料です。
- ・ 町内会の会費徴収および区(市)からの各種助成金等の申請の基礎資料となります。
- ・ 個人情報ですので、外部に公表することは絶対にありません。
- ・ 回覧板や各種情報(区・市・町内会)の連絡の徹底を図るため、各班の会員名および会員の異動(入会・退会)状況等を前班長から引き継いで下さい。
- ・ 会員世帯に異動(新入会員および退会員)があった場合、取りまとめの上、次回の定例会に提出して下さい。「会員異動報告書」を添付します。
- ・ 会員の中で「住所・電話番号は記入したくない」方は、氏名だけは記入して下さい。
- ・ 異動表は会費の徴収・返却(前納制のため)を伴う場合がありますので、注意して下さい。
- ・ 不明な点があれば、会長まで連絡して下さい。

### 3. ごみネットの交換について

班長さんは、現在使用中の「ごみネット」に穴があいている場合や小さくてごみのはみ出しになってしまう場合には、一丁目担当監事、または、二丁目担当監事まで連絡して下さい。至急交換をします。監事不在の場合には会長まで連絡して下さい。

### 4. 事務用品・コピー代等について

ファイル・ノート等の事務用品およびコピー代その他の費用は領収書を添えて会計担当まで請求して下さい。

5. 回覧物の配布について

回覧物は原則として毎月、定例会後と致します。回覧の行き渡る手番は、遅い班で2週間程度なので、速やかに回すように各班で工夫願います。

6. 広報誌(県だより・あおば等)の配布について

配布ルート

区役所→廣田新聞→各班長→各世帯

部数の変更・不足等の要望は会長まで申し出て下さい。

7. 弔慰金の請求について

規約に則り、所属の班長さんが所定の香典(原則:世帯主 5,000 円、配偶者または同居親族も一律 5,000 円)を持参して弔問して下さい。香典は事前(場合によっては事後)に会計担当まで請求して下さい。

8. 防犯灯の整備・修理について

班長さん → 防災防犯推進委員 一丁目担当

二丁目担当 まで連絡して下さい。

その場合、電柱に番号が書いてあるので、その番号を連絡下さい。

以 上

## 町内会各種委員の役割について

1. 民生児童委員  
10名程度の地区世話人(区長委嘱)会で候補者を推薦し、所定の手続きを経た後、厚生労働大臣から委嘱される。任期は12月1日から3年で、5人の委員が地域を分担して、地域福祉を推進する中核として幅広い職務を担当している。
2. スポーツ推進委員  
町内会の推薦により、横浜教育委員会から委嘱される非常勤の公務員で任期は4月1日から2年である。地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業の計画・立案・実施および普及活動を担当している。
3. 青少年指導委員  
町内会の推薦により横浜市長から委嘱される。任期は4月1日から2年である。青少年が健やかにのびのび育つ良い環境をつくるために地域の関係機関などと連携し、率先して活動する。
4. 保健活動推進員  
町内会の推薦により、横浜市長から委嘱される。任期は2年で保健所業務への援助・協力(出張診断への協力など)、地域ニーズに応じた保健活動「寝たきり高齢者など要支援者の支援・協力など」を担当する。
5. 環境事業推進委員  
町内会の推薦により横浜市長から委嘱される。任期は4月1日から2年である。地域における環境事業推進のリーダーとして、ゴミの減量化・資源化・地域の美化や清潔の保持などを担当する。
6. 広報連絡委員  
掲示板の管理及び広報物の掲示(都度)。町内会イベントの広報、ホームページへの展開を図る。
7. 防災防犯推進委員  
町内会が選任し、任期は4月1日から2年である。地域内の防犯パトロール、防犯灯の整備・修理など安全防犯対策のリーダーとしての役割を担当する。
8. 町内会館運営委員  
町内会館の管理、使用者の受付及び予定表の作成を行う。
9. Web 活動委員  
町内会の活動PR、活動状況を町内会ホームページへ掲載する。

令和6年4月1日

会員各位

たちばな台町内会  
会長 奥村 邦夫

## 災害時の安否確認『無事です』札 配布について

大災害時の初期対応は安否確認が重要な項目になります。皆さんの安否確認ができ、皆さんが無事ならば後は共助、公助に引き継いで復旧・復興の対応ができます。会員各位には下記のとおり『無事です』札(以下札と呼称)を安否確認方法の一環として御活用ください。

尚、たちばな台町内会では、【自助 近助 共助 公助】の合言葉で防災活動を行っています。

### 記

1. 札は紐もしくはフックで掛け易い様に加工して、すぐに取り出せるように玄関等に置いてください。【自助】
2. 大災害発生時に、外から札が見えるように玄関先か門扉に掛けてください。【自助】
3. 近所、班単位で互いに札を確認し、安否確認をお願いします。もし救出・救護する場合は安全第一とし、周りの人に助けを呼んで複数で対応してください。【近助 共助】
4. 札は町内会からの貸与としますので、町内会退会時には必ず返却願います。

### **※ 常日頃からの備えが大切です。【自助】**

- ① 家具等の転倒防止
- ② 飲料水・食糧の備蓄品
- ③ 家族との安否確認方法と一時(いつとき)避難場所の確認
- ④ 非常持ち出し品の用意(健康保険証、持病の薬、預金通帳、印鑑)

以上



令和6年4月

町内会に未入会の \_\_\_\_\_ 様へ

**「たちばな台町内会」入会のご案内**

たちばな台町内会

会長 奥村 邦夫

日頃は、町内会に対するご理解を賜りますことに感謝申し上げます。

この度、青葉区たちばな台1丁目、2丁目内にお住まいで、町内会に入会されていない住民の皆様にご案内申し上げます。

皆様がお住まいの「たちばな台」には、住民相互の親睦と相互扶助による福祉の増進を目的として「たちばな台町内会」がございます。

夏祭り「たちばなどんたく」「(中里北部連合町内会)運動会」や「子ども会(援助)」の活動を初め、「夜警」「防災訓練」「環境美化」「(日常生活に欠かせない)家庭ゴミ用防鳥ネットの提供」「防犯灯の管理」等の身近な公共活動を、会員の皆様のお力により実施しています。

横浜市は、昨今の凶悪犯罪、知能犯の増加、福祉需要の高まりを受け、町内会に対して、地域活動に即した「協働」を推進しており、住民による「防犯、防災及び福祉の安全・安心に資する活動」が必須となってきております。

現在、たちばな台町内会には、概ね1,240世帯の住民の方が入会されています。

一方では、新たに「たちばな台」に転入された方、もしくはお誘いがなかったため入会されていない方等がいらっしゃるかと存じます。この機会に「たちばな台町内会」に入会して頂きますようご案内申し上げます。

会費は、年一括払の3,000円です。入会につきましては、班長までご連絡ください。

何卒よろしくお願い申し上げます。

連絡先班長 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

**取り扱い注意**

たちばな台町内会

年 月 日

第 班

# 『会員異動報告書』

班長名 \_\_\_\_\_

## 新入会員

#	フリガナ 氏 名	住 所	電 話	入会月	町会費
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

## 退会会員

#	氏 名	住 所	退会月	返却会費	備 考
1		たちばな台	月	円	
2		たちばな台	月	円	
3		たちばな台	月	円	
4		たちばな台	月	円	
5		たちばな台	月	円	

令和6年度防犯パトロールへ参加のお願い

2024.4.1

1. 班長、委員の皆さんは任期中に一回は参加して、町内の防犯・治安の現状をご確認ください
2. 下記のとおり割り付けましたが、ご自身の都合に合わせてご参加ください。例えば平日に都合が悪い場合は土曜、日曜、休日でも可(毎月1日、15日実施)
3. 時間は19:00～ まちなかクラブに集合(長野石油ガソリンスタンド裏)
4. 参加者:防災防犯推進委員及び役員は毎回参加、下記班長・委員、町内有志の皆様
5. 雨天中止です(18:30時点で雨なら中止)

月次	一丁目班長	二丁目班長	委員	集合時間
2024/4	7班B、8班、	23班	青少年指導委員	19:00
5	9班、10班、	24班	保健活動推進員	19:00
6	11班A・B	25班	保健活動推進員	19:00
7	11班C、12班、	26班	環境事業推進委員	19:00
8	13班、14班	27班、	広報連絡委員	19:00
9	15班、16班	28班	防災防犯推進委員	19:00
10	1班、2班	17班	青少年指導委員	19:00
11	3班、4班	18班	民生児童委員	19:00
12	5班A・B、	19班	民生児童委員	19:00
2025/1	6班、7班A	21班、	Web活動委員	19:00
2	7班B、8班、	22班	スポーツ推進委員	19:00
3	9班、10班、	23班	上記に不参加の委員	19:00

(別紙) 1. たちばな台町内会規約

(名称)

第1条 この町内会は、たちばな台町内会(以下本会という)と称する。

(区域)

第2条 本会の区域は横浜市青葉区たちばな台1丁目および2丁目とする。当区域の番地、号は別に定めるたちばな台町内会規約細則(以下細則という)による。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、原則として会長宅に置く。

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有し、加入の意思を有する個人とする。

(目的)

第5条 本会は自主的かつ民主的な精神に基づき、会員相互の親睦と福祉を増進し地域社会の向上発展を図ることを目的とし、次の事業を行う。

1. 掲示板、回覧板等区域内の住民相互の連絡。
2. 美化、清掃、防犯等区域内の環境整備。
3. 町内会館等施設の維持管理。
4. 「夏祭りたちばなどんたく」等親睦と福祉の事業。
5. その他関連する事業。

(会費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。  
会費は原則として12ヶ月分(年間)を班長が集金し、会計に納める。  
但し、特別な事情により6ヶ月(半期)単位を希望する会員に対し、会長が認めた場合は、6ヶ月ごとに班長が集金し、会計に納める事ができる。  
尚、新規入会者の会費は入会時の月からとする。

(入会退会)

第7条 入会および退会は、班長を経由して会長に届け出るものとする。  
会長は正当な理由がなければ入会、退会を拒むことはできない。

(役員等)

第8条 本会に次の役員等を置く。

1. 役員 会長1名、副会長2名、会計1名、監事2名
2. 班長 原則として各班ごとに1名
3. 各種委員 (行政等の定めによるものを含む)
4. 顧問 (必要に応じて置くことができる)

但し、役員は各種委員を兼務することができる。

(役員を選任)

第9条 前条第1項に定める役員(以下役員という)は、総会に於いて選任する。役員を選出方法は細則に定める。

(役員任期)

第10条 役員任期は4月1日から2年とする。但し再任を妨げない。再任の場合、最長任期は3期6年間迄とする。途中、欠員が生じたときは、後任者を選任する。この場合任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第11条 役員職務は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
2. 会計は、現預金の管理、諸帳簿等の記録整備を行う。
3. 監事は、会計及び資産の状況、並びに業務執行の状況を監査する。

(総代)

第12条 本会の円滑な運営とその簡素化を図るために総代を置く。  
総代は班長、各種委員が兼務するものとする。

(総会)

第13条 1. 総会は事業年度終了後1ヶ月以内に、会長が招集し、議長は会員の内より選出する。但し、場合により総代会を以て総会に代えることができる。  
2. 総会は会員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席会員の過半数で決する。但し、可否同数のとき、議長がこれを決する。  
3. 規約の変更、財産処分等重要事項については、出席できない会員はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決するか、又は他の会員を代理人として委任することができる。  
4. 上記の他、年度の途中において総会決議事項が発生した場合には、臨時の総会を開催することができる。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年3月1日より翌年2月末日とする。

(町内会館)

第15条 町内会館の維持、管理については別に定める「たちばな台町内会館運用規則」による。

(弔慰)

第16条 会員の弔慰に関する事項は細則で定める。

(備付帳簿等)

第17条 本会の事務所には、次の帳簿・書類等を保管管理しなければならない。

- |                  |       |
|------------------|-------|
| 1. 規約・会員名簿       | 常時更新  |
| 2. 総会議事録及び関係書類   | 5年間保存 |
| 3. 収支に関する帳簿・証憑   | 5年間保存 |
| 4. 資産の状況を示す書類    | 5年間保存 |
| 5. 認可及び登記等に関する書類 | 永久保存  |
| 6. その他各号に準ずる書類   | 5年間保存 |

(改廃)

第 18 条 この規約の改廃は、総会(総代会)に於いて 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

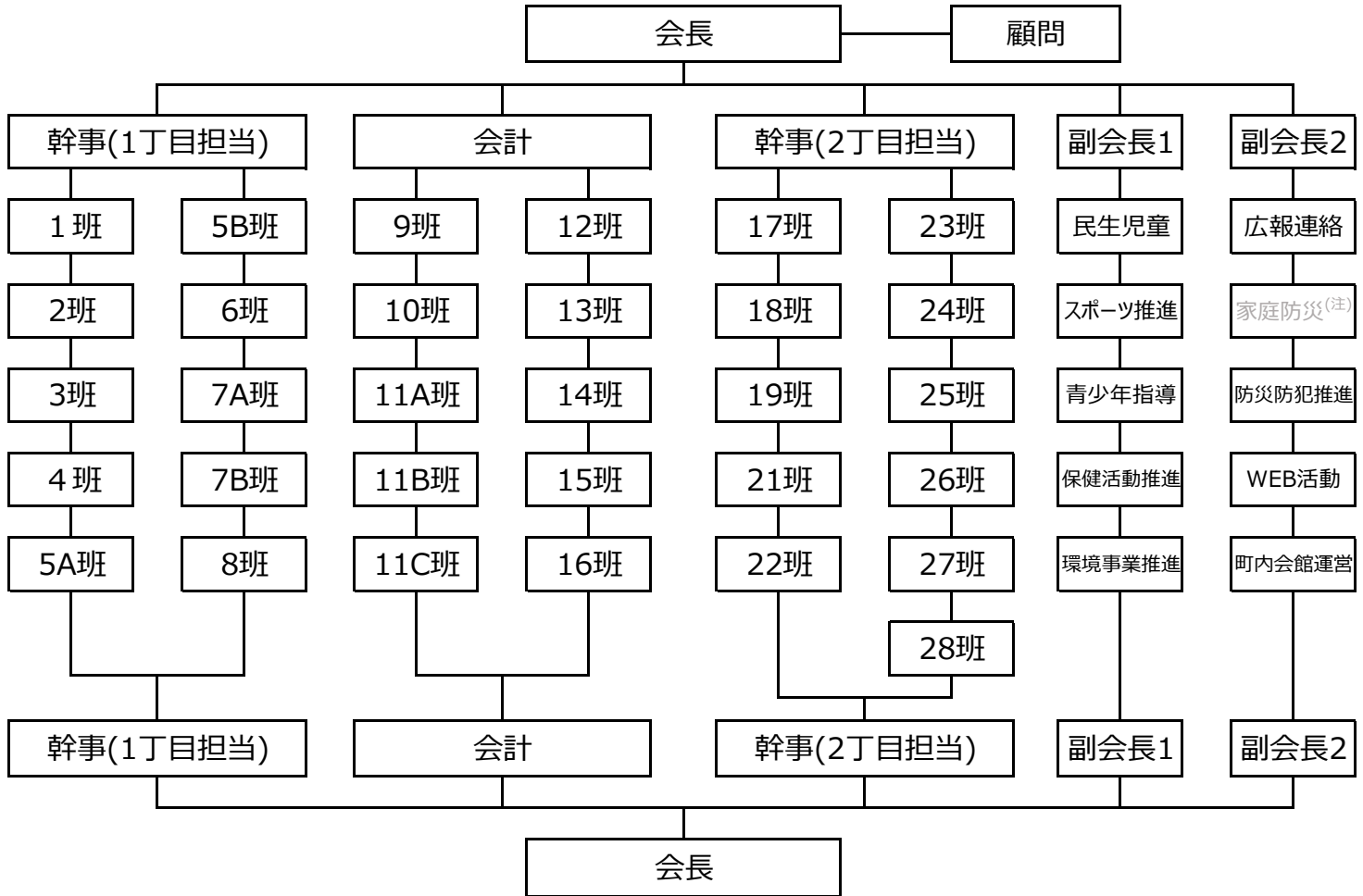
(発足)

第 19 条 本会の発足は昭和 46 年(1971 年)1 月 26 日とする。

- 附則
1. この規約は昭和 46 年(1971 年)1 月 26 日付けのたちばな台町内会会則を置き換える。
  2. この規約は平成 21 年(2009 年)3 月 1 日から施行する。
  3. この規約は平成 23 年(2011 年)3 月 1 日から施行する。
  4. この規約は平成 26 年(2014 年)4 月 7 日から施行する。
  5. この規約は平成 30 年(2018 年)4 月 1 日から施行する。
  6. この規約は令和 4 年(2022 年)2 月 1 日から施行する。
  7. この規約は令和 6 年(2024 年)4 月 1 日から施行する。

# たちばな台町内会 班長・委員緊急連絡網

2024年4月1日



※複数人数委員がいる場合は連絡代表(町内会役員・委員名簿の氏名欄に(L)と表示)が、同じ委員内および次の連絡代表に伝達願います。(同じ委員内の連絡順・方法については委員内で決定ください)

※次の班長/委員になかなか連絡がつかない場合は、次の次の班長/委員に伝達願います。また、次の班長/委員へも継続してご連絡お願いいたします。

※最後の班長・委員の方は、役員へ完了報告願います。

※完了連絡を受けた役員は、会長へ報告してください。

※連絡を取り合う班長間・委員間の伝達方法については、各自同意の上決定してください。(電話/SMS/SNS等)

(注)家庭防災委員については現在は廃止していますので飛ばして連絡ください。(今後復活する可能性もあります。)